旅行命令等の権限の委任等に関する訓令

平成23年3月1日 警察本部訓令第4号 警 察 本 部 長

旅行命令等の権限の委任等に関する訓令を次のように定める。

旅行命令等の権限の委任等に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、警察庁旅費取扱規則(昭和39年総理府令第11号。以下「府令」という。)第4条第2項及び第4項の規定により、国庫が支弁する旅費の支給対象となる旅行命令等(以下「国費旅行命令等」という。)及び県が支弁する旅費の支給対象となる旅行命令等(以下「県費旅行命令等」という。)の権限を委任する職員並びにその職務を代理する職員について定めるものとする。

(国費旅行命令等の委任)

第2条 府令第4条第2項の規定により、国費旅行命令等の権限を旅行命令権者一覧(別表) に掲げる旅行命令権者(兼務者の旅行にあっては、当該旅行の目的に係る事務を所掌する旅 行命令権者)に委任し、同表旅行者の欄に掲げる者に対する旅行命令を行うものとする。

(国費旅行命令等の職務代理)

- 第3条 前条により委任を受けた旅行命令権者が、原則として3日以上の旅行、休暇その他の 事故のため不在となり、その職務を行うことができない場合は、旅行命令権者一覧旅行命令 権者の代理者の欄に掲げる者にその職務を代理させることができる。
- 2 前項により旅行命令権者の職務を代理させるときは、会計法(昭和22年法律第35号)第13 条第3項に規定する支出負担行為担当官及び予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号) 第1条第2号に規定する官署支出官に書面をもって通知するものとする。

(県費旅行命令等の委任等)

- 第4条 旅行命令権者一覧旅行命令権者の欄に掲げる者に、同表旅行者の欄に掲げる者の県費 旅行命令等の権限を委任する。
- 2 県費旅行命令等の職務代理については、前条第1項の規定を準用する。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月21日警察本部訓令第8号) この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第2条、第3条、第4条関係)

旅行命令権者一覧

旅行命令権者	旅行命令権者の代理者	旅行者
各部長		各部長
首席監察官		首席監察官室
各局長		各局長
運転免許本部長		運転免許本部長
各参事官(参事を		各参事官(参事を含み、兼務者を除
含み、兼務者を除		<.)
<.)		
各理事官(兼務者		各理事官(兼務者を除く。)
を除く。)		
所属長(警察署長	次席(警察署副署長を	所属長(兼務者を含み、警察署長を除
を除く。)	除く。)	く。)及び埼玉県警察組織規則(昭和50
		年埼玉県公安委員会規則第1号)第
		70条から第74条までに規定する監察官、
		主席師範、聴聞官、管理官及び訟務官
		(以下「所属長級職員」という。)
次席(警察署副署	所属長(警察署長を除	所属に配置されている職員(所属長及び
長を除く。)	<.)	所属長級職員を除く。)
さいたま市警察部	さいたま市警察部副部	さいたま市警察部長及びさいたま市警察
長	長	部副部長
警察署長		警察署長
警察署副署長	警察署長	所属に配置されている職員(警察署長を
		除く。)